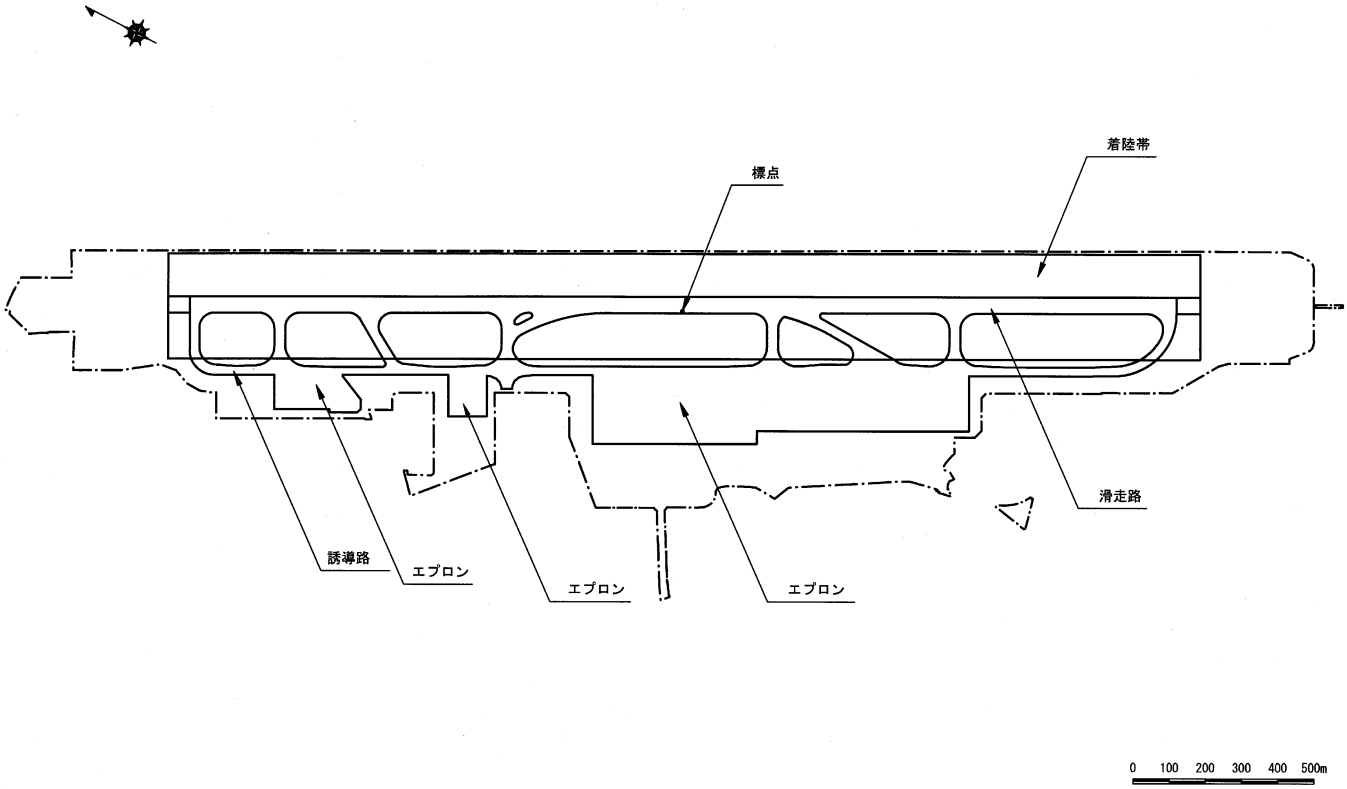
別図　名古屋飛行場



○国土交通省告示第千六十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十三第一項第三号の規定により、次に掲げる者が行う講習を、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を習得させるための講習として登録したので、同規則第三条の二十八の規定により、公示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十七年十月七日

(二)　登録番号　第一号

(三)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者の名称　一般財団法人日本建築防災協会

(四)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号

(五)　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男

(六)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会

(七)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号

(八)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を開始する日　平成二十七年十月七日

○国土交通省告示第千六十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5359号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	FN－201S	藤倉航装株式会社	東京都品川区荏原２丁目４番46号

○国土交通省告示第千六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－534号	仕切り隔壁（B15級）	ＳＴＡＣＯ－Ｗ－Ｃ25	STACO Co., Ltd.	1589－3, Songjeong-dong, Gangseo-gu, Busan, Republic of Korea
第Ｆ－535号	〃	ＳＴＡＣＯ－Ｗ－Ｃ50	〃	〃
第Ｆ－536号	〃	ＳＴＡＣＯ－Ｗ－Ｃ50Ｄ	〃	〃

○国土交通省告示第千七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一